

電気通信主任技術者試験一部免除のための科目認定

平成 19 年 4 月 6 日 電子制御システム工学科

電気通信主任技術者とは	<p>電気通信事業法に基づく国家資格のひとつで、電気通信ネットワークの工事、維持及び運用の監督者としての資格です。 本学科で所定の科目を履修すれば、試験科目(伝送交換主任技術者:電気通信システム、専門的能力、伝送交換設備及び設備管理、法規。線路主任技術者:電気通信システム、専門的能力、線路設備及び設備管理、法規)のうち、電気通信システムが免除となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電気通信事業者は、その事業用電気通信設備を、総務省令で定める技術基準に適合するよう、自主的に維持するために、電気通信主任技術者を選任し、電気通信設備の工事、維持及び運用の監督にあたらなければならない。 ◆ 電気通信主任技術者の選任は、原則として、事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごととなります。ただし、多数の事業場が地理的にも組織的にも近接している場合は、電気通信主任技術者が一定の範囲内の他の事業場の設備もあわせて監督できることになっております。 ◆ 電気通信主任技術者資格者証の種類は、ネットワークを構成する設備に着目して区分されております。
資格者証の種類と監督の範囲	<p>伝送交換主任技術者資格者証:電気通信事業の用に供する伝送交換設備及びこれに附属する設備の工事、維持及び運用</p> <p>線路主任技術者資格者証:電気通信事業の用に供する線路設備及びこれらに附属する設備の工事、維持及び運用</p>
本学科での認定事項	<p>次の表に示す科目の単位を取得すれば、電気通信システムの試験が免除となります。</p>
有用性	<p>単位取得により、直ちに免許が与えられるわけではないですが、今後の電気通信ネットワークの伸びを考えると、今後ますます「需要」は増えるので、その一部試験免除は有用な「資格」と云えます。</p>